

秋田県告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

令和4年9月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

| 名 称      | 所 在 地            | 廃止年月日     |
|----------|------------------|-----------|
| こうめ調剤薬局  | にかほ市象潟町三丁目塩越150  | 令和4年5月31日 |
| 湊クリニック   | 横手市条里三丁目1番25号    | 令和4年6月30日 |
| 橋本整形外科医院 | 仙北市田沢湖小松字城廻り91－2 | 令和4年6月29日 |
| 池田医院     | にかほ市象潟町三丁目塩越9    | 令和4年5月31日 |
| 能代市仮設診療所 | 能代市落合字下台2番地1     | 令和4年3月18日 |